

# 新ひだか町医療・福祉人材確保事業補助金の手引き

この補助金制度は、町内の医療・福祉を担う人材の確保・定着を促進するため、人材確保に取り組む関係機関等に対し、医療・福祉人材確保事業補助金を交付することにより、サービスの維持及び質の向上を図ることを目的としています。

本補助金は、町と補助事業者がそれぞれ1/2ずつ費用を負担し、対象従業員に対し支援するものです。

## 補助金の種類

本制度には、以下の3つの補助金があります。

1. **人材確保対策補助金**：養成施設の修学期間に応じた支援
2. **奨学金返還支援補助金**：奨学金等の返還を支援
3. **就職準備支援補助金**：就職するに当たり必要な準備費用を支援

それぞれの内容をご確認いただき、ご活用ください。

## 対象事業者

本制度の対象となる事業者は、新ひだか町内の医療機関、介護関連機関、保育関連機関及び障がい者福祉関連機関です。

---

## 【お問い合わせ・申請先】

新ひだか町保健福祉センター内 保健福祉部健康推進課 管理係  
〒056-0004 日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号  
電話番号：0146-49-2820  
受付時間：平日 午前8時45分～午後5時30分

## 目 次

1. 人材確保対策補助金 .....	1
2. 奨学金返還支援補助金 .....	2
3. 就職準備支援補助金 .....	3
4. 申請手続きの流れ .....	4
5. よくあるご質問 (Q&A) .....	5
6. 注意事項 .....	8

---

## 1. 人材確保対策補助金

【目的】 養成施設等で専門知識や技術を学び、資格を取得された方が、町内の関係機関等で働く場合に、養成学校等に通っていた期間の一部について経済的な支援を行います。これにより、町内での就職を後押しし、専門人材の確保を目指します。

### 【補助事業者（以下のすべての条件を満たす事業者）】

- 事業所：町内に、法に基づいて設置された事業所を有していること
- 納税：町税（法人町民税、固定資産税、住民税特別徴収分など）の滞納がないこと※新ひだか町に納付すべき税金
- その他：暴力団または暴力団関係者でないこと

### 【補助対象従業員（以下のすべての条件を満たす方）】

- 資格：下記の「対象資格」に記載されている資格をお持ちの方
- 卒業後の期間：養成施設を卒業した日から6年以内の方（卒業した日以降の最初の4月1日から起算）
- 雇用：期間の定めのない雇用契約により、事業所の就業規則で定める所定労働時間を満たす常勤職員として雇用されていること
- 居住：新ひだか町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内を生活の本拠地としていること
- 未雇用：雇用開始日以前に関係機関等に雇用されていないこと

### 【対象資格】

- 医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、救急救命士

### 【補助内容】

- 補助金額：月額30,000円以内（町1/2、事業者1/2）
- 支援期間：養成施設の修学に要した期間と同じ期間（留年、休学等の期間は含めない）又は、資格取得に修学を要しない場合は必要な実務経験の期間を限度とし、支援します。（1年ごとの交付申請が必要）
  - 注意点1：修学に要した期間中、「新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付制度」を利用した期間については、対象外となります。
  - 注意点2：この補助金と「奨学金返還支援補助金」を同時に受けることはできません。

### 【支払い方法】

- 町が補助金（1/2）を事業者（関係機関等）に支払います。
- 事業者（関係機関等）が、町の補助金と事業者負担分（1/2）を合わせて、対象者（ご本人）に支払います。
- 申請手続きは事業者（関係機関等）が行います。

---

## 2. 奨学金返還支援補助金

【目的】 養成施設等で専門知識や技術を学ぶために奨学金を利用し、現在その返還を続けている方が、町内の関係機関等で働く場合に、奨学金返還の支援を行います。これにより、経済的な負担を軽減し、町内での就職・定着を促進します。

### 【補助事業者（以下のすべての条件を満たす事業者）】

- 事業所：町内に、法に基づいて設置された事業所を有していること
- 納税：町税（法人町民税、固定資産税、住民税特別徴収分など）の滞納がないこと※新ひだか町に納付すべき税金
- その他：暴力団または暴力団関係者でないこと

### 【補助対象従業員（以下のすべての条件を満たす方）】

- 資格：下記の「対象資格」に記載されている資格をお持ちの方
- 卒業後の期間：養成施設を卒業した日から6年以内の方（卒業した日以降の最初の4月1日から起算）
- 雇用：期間の定めのない雇用契約により、事業所の就業規則で定める所定労働時間を満たす常勤職員として雇用されていること
- 居住：新ひだか町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内を生活の本拠地としていること
- 未雇用：雇用開始日以前に関係機関等に雇用されていないこと
- 奨学金
  - 対象となる奨学金（日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金及びそれにかかる利子、国又は地方公共団体が貸与する奨学金）を利用し、自ら返還していること
  - 申請日時点において奨学金の返還に滞納がないこと
  - 申請日以降において繰上返還、その他返還計画に沿わず返還した奨学金がないこと

【対象資格】「1. 人材確保対策補助金」の「対象資格」と同様です。

### 【補助内容】

- 補助金額：毎月返還している奨学金の額（町1/2、事業者1/2）
- 支援期間：対象となる奨学金の返還終了まで
  - 注意点1：1年ごとの交付申請が必要
  - 注意点2：この補助金と「人材確保対策補助金」及び「新ひだか町医療技術者等修学資金等貸付制度」を同時に受けることはできません。

### 【支払い方法】

- 町が補助金（1/2）を事業者（関係機関等）に支払います。
- 事業者（関係機関等）が、町の補助金と事業者負担分（1/2）を合わせて、対象者（ご本人）に支払います。（支払われた補助金は奨学金の返済に充てていただきます）
- 申請手続きは事業者（関係機関等）が行います。

---

### 3. 就職準備支援補助金

【目的】新たに新ひだか町内の関係機関等へ就職される専門職の方に対し、引越し費用や新生活の準備など、就職にかかる初期費用の一部を支援します。これにより、町外からの人材誘致と円滑な就業開始をサポートします。

#### 【補助事業者（以下のすべての条件を満たす事業者）】

- 事業所：町内に、法に基づいて設置された事業所を有していること
- 納税：町税（法人町民税、固定資産税、住民税特別徴収分など）の滞納がないこと※新ひだか町に納付すべき税金
- その他：暴力団または暴力団関係者でないこと

#### 【補助対象従業員（以下のすべての条件を満たす方）】

- 資格：下記の「対象資格」に記載されている資格をお持ちの方
- 雇用：期間の定めのない雇用契約により、事業所の就業規則で定める所定労働時間を満たす常勤職員として雇用されていること
- 転入：新ひだか町外から転入して就職する方
- 居住：新ひだか町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内を生活の本拠地としていること
- 未雇用：雇用開始日以前に関係機関等に雇用されていないこと
- 勤務継続：新たな就職先で、就労を開始した日から1年以上継続して勤務する意思がある方、又は勤務した方

【注意点】町内の別の関係機関等からの転職（異動）の場合は対象外です。

【対象資格】「1.人材確保対策補助金」の「対象資格」と同様です。

#### 【補助内容】

- 補助金額：200,000円（上限）
- 支援期間：1回限り

#### 【支払い方法】

- 町が補助金（1／2）を事業者（関係機関等）に支払います。
- 事業者（関係機関等）が、町の補助金と事業者負担分（1／2）を合わせて、対象者（ご本人）に支払います。
- 申請手続きは事業者（関係機関等）が行います。

---

## 4. 申請手続きの流れ

補助金の申請は、対象者を雇用する事業者（関係機関等）が行います。

### 1. 交付申請（事業者 → 町）

- 対象となる職員を雇用開始後、6か月以内に以下の書類を町へ提出してください。
  - 補助金交付申請書（別記様式第1号）
  - 事業計画書（別記様式第2号）
  - 添付書類
    - 雇用契約書の写し
    - 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
    - 社会保険等の被保険者証の写し
    - 医療・福祉人材の資格を証する書類
    - 養成施設を卒業又は修了を証する書類
    - 補助事業者の町税完納証明書
    - 補助対象従業員の住民票
    - 【奨学金返還支援の場合】奨学金貸与機関が発行する貸与金額及び返還計画が確認できる書類の写し

### 2. 交付決定（町 → 事業者）

- 町が申請内容を審査し、適正と認めた場合は「補助金交付決定通知書」を送付します。

### 3. 概算払請求（事業者 → 町）

- 交付決定後、「補助金概算払申請書」を町へ提出してください。補助事業の実施に必要なと認めた場合は「補助金概算払決定通知書」を送付します。

### 4. 概算払（町 → 事業者）

- 町が請求に基づき、補助金の概算額（町負担分）を事業者へ支払います。

### 5. 補助金の交付（事業者 → 対象者）

- 事業者は、町の補助金と事業者負担分を合わせて、対象者（職員）へ支払います。支払い方法（給与と同時か別途か等）は各事業者で決めてください。
- 支払ったことがわかる書類（領収書や振込明細等）を保管してください。

### 6. 実績報告（事業者 → 町）

- 補助事業が完了したとき（年度末）、速やかに以下の書類を町へ提出してください。
  - 実績報告書
  - 添付書類
    - 新ひだか町医療・福祉人材確保事業計画（実績）書
    - 補助対象経費を証する書類

### 7. 額の確定（町 → 事業者）

- 町が実績報告書を審査し、補助金の額を確定して「補助金額確定通知書」を送付します。概算払いの額と確定額に差額がある場合は、精算（追加交付または返還）が必要です。

## 【その他】

- 申請内容に変更が生じた場合（対象者の退職、補助金額の変更等）は、「事業計画変更申請書」の提出が必要です。
- 補助金の交付決定に付した条件に違反した場合や、補助金を補助事業の目的以外に使用した場合は、補助金の交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることがあります。

---

## 5. よくあるご質問 (Q&A)

### 【制度全般・対象職員について】

- **Q1: どのような職員がこの補助制度の対象となりますか？**
  - A1: 以下の主な条件をすべて満たす方が、補助制度の対象となります。詳細は各補助金の対象者要件をご確認ください。
    - **採用日:** 原則として令和7年4月1日以降に正規職員として採用された方。
    - **居住:** 就職後、新ひだか町に住民票を移し、実際に住んでいる方
    - **納税:** 町税等の滞納がない方。
    - **その他:** 暴力団関係者でない方、など。
- **Q2: 対象資格にはどのような職種が含まれていますか？**
  - A2: 対象資格には、以下の職種が含まれます。

医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、救急救命士。
- **Q3: どの補助金に応募できますか？複数の補助金を同時にもらえますか？**
  - A3: 「人材確保対策補助金」と「奨学金返還支援補助金」は、どちらか一方しか利用できません。ご自身の状況（奨学金の返済があるか等）に合わせて、どちらかを選択してください。「就職準備支援補助金」は、上記のいずれかの補助金と併用できる場合があります（町外からの転入等の条件を満たす場合）。

### 【申請手続きについて】

- **Q4: 申請はどのように行うのですか？**
  - A4: 申請手続きは雇用主である事業者が行います。ただし、申請に必要な書類（資格証、卒業証明書、奨学金の証明書など）は、ご本人で用意して事業者提出していただく必要があります。

- **Q5: 補助金の申請はいつ行えばよいですか？**
  - A5: 対象となる職員を採用した後、できるだけ速やかに「交付申請」を町へ行ってください。予算に限りがある場合もありますので、早めの手続きをお勧めします。具体的な申請書類や手順については、町担当部署へご確認ください。
- **Q6: 申請に必要な書類はどこで入手できますか？**
  - A6: 新ひだか町の公式ホームページでダウンロードできるほか、新ひだか町保健福祉センター窓口で配付いたします。
- **Q7: インターネットでの申請はできますか？**
  - A7: いいえ、できません。お手数ですが、書面での申請をお願いいたします。

### 【補助金・支援金の額と期間、支払いについて】

- **Q8: 補助金の支払いはどのように行われますか？**
  - A8: 補助金は、事業者を通じて個人に支払われます。具体的には、事業者が町に補助金の申請を行い、町が交付決定をした後、事業者へ支払われ、その後、事業者から個人へ支払われます。支払い時期や方法は事業者によって異なりますので、勤務先の担当者にご確認ください。
- **Q9: 個人に対して支払う支援金の所得税はどうなりますか？**
  - A9: 支援金は給与とは別に「給付金」として支払うことで、所得税の課税対象とはならず、非課税となります。
- **Q10: 町と事業者の負担割合はどうなっていますか？**
  - A9: 3つの補助金すべてにおいて、補助額の1/2を町が負担し、残りの1/2を事業者が負担します。事業者は、町からの補助金と事業者負担分を合わせて対象者（職員）に支払う必要があります。
- **Q11: 職員への支援金の支給期間はどのように設定すればよいですか？**
  - A11: 町が補助の対象とする期間の上限は以下のとおりですが、実際に職員へ支援する期間は、各事業者にてご決定いただきます。
    - **人材確保対策補助金の場合:** 町の補助対象期間の上限は、職員が資格取得のために通った養成施設の修学に要した期間と同じ期間です（留年、休学等の期間は含めない）。資格取得に修学を要しない場合は、必要な実務経験の期間が上限となります。
    - **奨学金返還支援補助金の場合:** 町の補助対象期間の上限は、対象となる奨学金の返還終了までです（最長20年間）。
    - **重要な注意点:** 上記はあくまで町が補助可能な上限期間です。実際に職員へ支援をする期間は、町の定める上限期間の範囲内で、事業者が職員との間で決定してください。

- **Q12: 就職準備支援金について、内容と注意点は何か？**
  - A12: この支援金は、職員が就職準備のために実際に支出した経費を精算し、その実費を支給するものではありません。就職時には一定の費用が生じることを想定し、それらの諸経費を包括的に支援するためのものです。
  - 事業者が対象者へ支援金を支給する場合（例えば20万円を上限として）、町はその支給額の1/2（この例では10万円）を事業者へ補助します。
  - 事業者が対象者へ支給する支援金の額は、20万円を上限として任意に設定できます。例えば、事業者が15万円の支援金を対象者に支給する場合、町からの補助は7万5千円となります。
- **Q13: 職員への支援金は、どのように支払えばよいですか？**
  - A13: 支払い方法は各事業者にお任せしますが、対象職員への支援金の支払い記録（領収書や振込明細など、事業者が対象職員へ支払ったことを証明できるもの）は必ず保管し、町への実績報告時に提出できるようにしてください。

#### 【その他】

- **Q14: 対象職員が途中で退職した場合、補助金はどうなりますか？**
  - A14: 職員が支援金の支給対象期間中に退職した場合、それ以降の期間に対する町からの補助及び職員への支援は対象外となります。速やかに町担当部署に報告し、補助金の変更または中止の手続きを行ってください。「就職準備支援金」については、支給の条件として一定期間の勤務継続（例：6か月以上）が定められていますので、それを満たさずに退職した場合は補助対象外（または返還対象）となります。支給済みの支援金の取り扱いについては、必ず町担当部署にご確認ください。すでに受け取った補助金の一部または全額を返還していただく可能性があります。
- **Q15: 新ひだか町医療技術者等就学資金等貸付を利用している職員への対応はどうすればよいですか？**
  - A15: 新ひだか町の「医療技術者等修学資金等貸付」制度を利用していた期間は、「人材確保対策補助金」の対象期間から除外されます。また、同制度を利用している方は「奨学金返還支援補助金」の対象にはなりません。

---

## 6. 注意事項

- **併用不可**：一人の職員に対し、「人材確保対策補助金」と「奨学金返還支援補助金」は同時に利用できません。
- **正規職員**：この補助金の対象は、原則として正規職員（正社員・正職員）として雇用される方です。
- **居住要件**：新ひだか町の住民基本台帳に記録され、町内を生活の本拠地としている必要があります。町外へ転出した場合は対象外となります。
- **納税義務**：町税等の滞納がある場合は、補助金の対象となりません。
- **報告義務**：事業者は、対象者の状況（勤務継続、退職、住所変更等）や補助金の交付状況について、町へ適切に報告する義務があります。
- **返還**：対象者が早期に退職した場合や、補助金の要件を満たさなくなった場合、虚偽の申請等が判明した場合には、交付された補助金の返還を求めることがあります。
- **内容変更**：この手引きの内容や補助金制度は、変更される場合があります。最新の情報は、新ひだか町役場健康推進課にご確認ください。